

### (3) 平成30年度 事業計画

近年、発酵乳・乳酸菌飲料は、消費者の健康意識の高まり、商品の多様化等により順調に市場を拡大してきた。平成30年度においても、乳酸菌の持つ保健機能についての研究の進展により一層の発展が期待される。

一方、公正取引協議会を巡る環境は、平成27年4月に「食品表示法」が制定され、更に平成26年12月及び28年4月、「景品表示法」が改正されるなど大きく変化している。

本協議会は、消費者による合理的な商品選択と業界の公正な競争の確保のため、①公正競争規約・規則の見直し ②改正規約の普及・定着の推進 ③市販品の表示検査 ④相談業務及び指導業務を重点課題として次の事業を進めることとする。

#### 1. 公正競争規約の改正

平成29年9月、加工食品の原料原産地表示について基準が改正された。これに対応した公正競争規約・規則の改正を進める。また、解説書及びQ&A集を同時に作成する。

#### 2. 公正競争規約の普及・定着

平成27年4月に施行された新しい食品表示基準に対応した発酵乳・乳酸菌飲料の公正競争規約・規則が、近々承認される見込みである。新しい改正公正競争規約の解説書及びQ&A集を作成し、会員を含む関係者に提供するとともに、適時、実務者講習会を全国規模で開催する。

#### 3. 表示適正化事業の実施

消費者代表及び(一社)全国公正取引協議会連合会の代表を招聘して「試買検査会」を開催する。全国から購入したサンプルを検査し、公正競争規約に違反の疑いがあるサンプルについては、会員、非会員を問わず、製造者に対しその内容を通知するとともに文書にて改善を促す。

#### 4. 相談業務・指導業務の実施

- (1) 公正競争規約に関する、会員、非会員、マスコミ、行政等からの問い合わせに積極的に対応する。

(2) 規約違反、虚偽誇大表示等に対する協議会による指導業務を充実する。

## 5. 消費者庁・食品表示関係団体との連携

### (1) 消費者庁との連携

- ア 行政情報の収集、会員への迅速な提供に努める。
- イ 定期的に、行政の方向性、その時々ホットな行政施策の解説の寄稿を依頼する等、担当者との連携に努める。  
また、行政政策の周知を図り、内容の理解を深めるため、会員の関心の高いテーマについて、担当官を招聘し、説明会を開催する。
- ウ 消費者庁等から、会員が関係する虚偽誇大表示が指摘された場合、協議会が関係者と接触するなど情報を整理し当該会員と協議する。
- エ 消費者庁に対して、消費者庁が進める規約・規則の承認手続きの一層の迅速化を、またアウトサイダーによる虚偽誇大表示の指導の強化を、行政説明会の場を利用して要請する。

### (2) 食品表示関係団体との連携

(一社)全国公正取引協議会連合会が主催する行政説明会、意見交換会等に出席し、他の公正取引協議会の活動に関する情報を収集する。また平時から、全国飲用牛乳公正取引協議会、アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会及びチーズ公正取引協議会との連携に努める。

## 6. 新会員の勧誘

非会員に対して、当協議会が主催する表示講習会への参加を呼びかけるとともに様々な機会をとらえて協議会への加入を勧める。

以 上